

西大台なるほと Q&A

Q. 西大台は、立入禁止なの？

A. **いいえ**。立入禁止ではありません。西大台は、事前に立入り手続きをしてから入る区域です。また、日出ヶ岳、正木ヶ原、大蛇窟などを含む東大台は、これまでどおり一切の手続きなしで入れます。

Q. 申込みは環境省にするの？

A. **いいえ**。上北山村商工会が申込みを受け付けます（立入り希望日の3ヶ月前から）。詳しくは「西大台に入るには」の頁をご覧ください。

Q. 大台ヶ原でも申込みはできるの？ 当日の申込みはできるの？

A. **いいえ**。申込み手続きは大台ヶ原では受け付けておりません。詳しくは「西大台に入るには」の頁をご覧ください。直前の申込みについては、上北山村商工会にご相談ください。

Q. 団体での申込みはできるの？

A. **はい**。できます。団体での立入りを希望する場合は、代表者が全員分をまとめて申し込むことができます。

Q. お金がかかるの？

A. **はい**。申込み手続きの手数料として、1人・1日あたり大人1,000円、小学生以下500円が必要です。

Q. 都合が悪くて行けなくなった場合は、 手数料は返してもらえるの？

A. **いいえ**。一度支払われた手数料は返金できません。
※立入りの日にドライブウェイが通行止めになった場合は、立入る日を変更できます。

Q. 無断で入ると何か罰則があるの？

A. **はい**。自然公園法違反となります。懲役刑または罰金刑の対象となる犯罪行為ですので、立ち入り前に必ず手続きを行ってください。

Q. 利用集中期って何？

A. 特に多くの観光客が大台ヶ原を訪れるゴールデンウィーク、新緑シーズン、夏休み（お盆周辺）、紅葉シーズンなどのことです。西大台への立入り希望者も多いため、1日あたりの立入り人数の上限が緩和されています。

アクセスマップ



大台ヶ原へは

- 鉄道・バス / 近鉄大和上市駅から奈良交通バス
1時間40分
- 自動車 / 西名阪自動車道「郡山インター」から
約87km
名阪国道「射インター」から
約81km
和歌山県新宮市から
約122km
三重県尾鷲市から
約115km



CO2削減のため、
できる限り
公共交通機関を
ご利用ください。

お問い合わせ先

< 申込み窓口 >

上北山村商工会
〒639-3701
奈良県吉野郡上北山村
大字河合360-8
TEL: 07468-3-0070
受付: 平日 8:30~12:00
13:00~17:00
(8月13日~16日、
12月26日~1月5日を除く)



< その他のお問い合わせ >

環境省吉野自然保護官事務所
〒639-3111 奈良県吉野郡吉野町大字上市2294-6
TEL: 0746-34-2202

吉野熊野国立公園大台ヶ原

西大台 利用調整地区 ガイド

大台ヶ原には
手続きをしてから入る
「西大台」があります



西大台利用調整地区の案内
は、この冊子と大台ヶ原の
大台ヶ原山神大太夫

※日出ヶ岳や大蛇窟などの東大台へは手続きなしで入れます。



環境省 近畿地方環境事務所

平成23年5月発行

利用調整地区とは？

「利用調整地区」とは、将来にわたり良好な自然環境を保持し、より質の高い自然体験の場を提供するため、立入り人数などを調整する区域のことで、自然公園法に基づき国立公園内の一部地域に指定されます。立入りにあたっては事前に手続きを行い、ルールを守らなければなりません。

日本初、西大台利用調整地区

吉野熊野国立公園大台ヶ原は、トウヒ林やブナ林など、紀伊半島では少なくなった貴重な森林生態系が残る地域です。トウヒ群落を主とする「東大台」に対し、「西大台」はウラジロモミブナ群落が主となっており、静寂で原生的な雰囲気を感じることができる地域となっています。しかし現在、大台ヶ原は様々な要因により森林などの衰退が進んでおり、西大台においてもその兆候がみられるなど、様々な影響が懸念されています。



そこで、西大台の美しい自然環境を守り、将来にわたり静寂で、豊かな自然を多くの方々楽しんでいただけるように、西大台は日本で初めての利用調整地区に指定されました。



西大台に入るには

以下の流れで手続きをし、立入り前には「事前レクチャー」を受講します。



①事前予約
事前に上北山村商工会に電話またはインターネットにより立入り希望日、立入り人数等を連絡し、空き状況の確認と予約をしてください。
※予約の受付は立入り希望日の3ヶ月前からです。

②立入申込み
手数料支払
申請書に必要事項を記入し、手数料大人1人1,000円、小学生以下1人500円と合わせて商工会に提出してください。
(手数料は返込でも結構です)

③立入認定証
受け取り
上北山村商工会から「立入認定証」を郵送等により受け取ります。
※「立入認定証」は必ず当日持参してください。
※「立入認定証」は申請者本人のみ有効です。

④事前
レクチャー
受講
立入り前（当日でも可）に大台ヶ原ビジターセンターで事前レクチャーを必ず受講してください。
※免許証など本人確認ができるものを持参してください。

立入可能
立入る際には「立入認定証」を首から下げるなど、目のつくところに着用してください。

●詳しくは、ホームページをご覧ください。
「西大台利用調整地区」で検索
http://kinki.env.go.jp/nature/odaigahara/west_oda/west_oda_index.html

西大台のルール

- 1日あたりの立入り人数
- 土日祝日：50人、平日：30人
 - 利用集中期（Q&Aをご覧ください）は、
土日祝日：100人、平日：50人
- ※西大台では10人を超える団体行動はできません。

守らなければならないこと
西大台への立入りは、登山や自然観察などを目的とする場合に限りです。また、以下のルールを必ず守ってください。

禁止されていること



安全のために

- 自己責任において安全管理を徹底してください。
- 必要な情報の収集・理解、登山技術の習得に努めてください。